

条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第198条で準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 一般法人法第197条が準用する第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議において変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、熊本市に寄付するものとする。

2 この法人は、剰余金の配分を行わない。

第9章 公告

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第45条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、評議員、監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第11章 個人情報

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、事業上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律「(以下「整備法」という。)」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小山和夫とする。
- 4 財団法人熊本市勤労者福祉センターの寄附行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

別表 基本財産
(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
預 金	定期預金 32,000,000円

附 則

改正後のこの定款は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

改正後のこの定款は、平成29年4月1日から施行する。